

議案第6号

一般職の職員の地域手当の支給の特例に関する条例の制定について  
一般職の職員の地域手当の支給の特例に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月24日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

平成26年度の非常に厳しい財政状況に鑑み、一般職の職員の地域手当を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間支給しないこととするため、条例を制定するものである。

## 一般職の職員の地域手当の支給の特例に関する条例

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員に支給する地域手当は、同条例第11条の2の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、支給しない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。